（建物名称等）工事中の消防計画

　　年　月　日作成

※　本計画に定めるもの以外のものについては、既存の消防計画による。

# 工事計画及び施工

| 機能に支障を生じる消防用設備等 | | 有　・　無 | 別紙１ |
| --- | --- | --- | --- |
| 機能に支障を生じる避難施設等 | | 有　・　無 | 別紙２ |
| 火気設備、火気器具等（以下「火気設備・器具」という。）の使用等 | | 有　・　無 | 別紙３ |
| 危険物等を取り扱う作業等 | | 有　・　無 | 別紙４ |
| 工事部分等の平面図 | | 別図１ | |
| 避難経路図※ | | 別図２ | |
| 連絡先 |  | | |
| 緊急連絡先 |  | | |
| その他 |  | | |

※　平面図等に仮設区画や建物利用者の避難経路を記入したもの。

# 目的

この計画は、（○○ビル改装）工事中における防火管理について必要な事項を定め、工事に伴う火災等の災害を予防し、使用部分及び工事中の部分の安全を確保することを目的とする。

# 工事従事者等の義務

工事に従事する者及び資材搬入等のために出入する者（以下「工事従事者等」という。）は、（○○ビル）消防計画及びこの計画を遵守し、火災等の災害の防止に努めなければならない。

# 統轄防火責任者及び防火担当責任者

防火管理に関する業務を円滑に行うため、統轄防火責任者及び工事の種別ごとに防火担当責任者を置くものとする。その組織は、別表１のとおりとする。

# 災害発生時の任務分担

１ 火災等災害発生時の任務分担は別表２のとおりとする。

２ 各任務担当者は、工事の進捗に合わせ、災害発生時の使用電話、避難経路等を常に把握しておかなければならない。

# 統轄防火責任者等の業務

１ 統轄防火責任者は、工事中の部分における防火管理についての一切の権限と責任を有し、次の業務を行う。

(1) この消防計画の変更等についての検討

(2) 工事従事者等に対する防火教育、監督

(3) 火気使用設備器具、石油類、可燃性ガス、電気設備等の点検実施監督

(4) 　　消防署及び使用部分の関係者（代表者　　　　、防火管理者　　　　）への連絡

(5) 火気取扱いの規制、その他防火上必要な事項

２ 各防火担当責任者は、統轄防火責任者の監督の下に、当該工事種別に係る防火管理業務を行う。

# 使用部分との連絡

次の場合は、統轄防火責任者は使用部分の防火管理者と連絡・協議するものとする。

(1) この計画書及び使用部分の消防計画書の内容の検討及び変更を行う場合

(2) 消防用設備等の試験のためベル、サイレンを鳴動させる場合

(3) 使用部分の消防用設備等の機能に支障を及ぼすおそれのある配管の弁の操作、管・電線の接続工事、電源のしゃ断等を行う場合

(4) 使用部分を使用して工事用資材を搬入する場合

(5) その他必要な場合

# 作業終了時の点検・報告

各防火担当責任者は、毎日作業終了時に火気使用設備等、電気設備、喫煙所等の火気の点検を行い統轄防火責任者に報告しなければならない。

# 使用部分と改装部分の区画

１ 使用部分（　　　　）と改装部分の間は、仮設の区画を設け区画する。

２ 区画の材料は、不燃材料を用いる。

３ 区画する壁は、不燃石膏ボードとする。

４ 区画する壁に出入口を設ける場合は、関係者以外立入禁止の表示をする。

５ 工事の進捗状況をみて、４の出入口が非常口として使用できる場合は、その旨を表示する。

# 避難経路の確保

１ 工事資器材等は、使用部分の避難経路に置かない。

２ 資材等は、荷崩れなどによる通路閉鎖などの障害がないように置く。

３ 使用部分を利用して資器材等を搬入する場合は、営業時間外に行う。

４ 避難経路図は、　　室の見やすい位置に掲示する。

# 危険物等の取扱い

１ 工事に使用するガソリン、軽油、油性塗料、プロパンガス等は、容器への品名表示転倒落下のおそれのない措置等各々適切な方法で保管する。

２ 保管場所には、火気厳禁の表示をする。

# 火気使用設備等

溶接・溶断機、グラインダー、トーチランプ、アスファルト溶解設備、暖房器具等を使用する場合は、周囲の可燃物を除去し又は不燃材料による遮へいを設けて行う。

# 喫煙

１ 喫煙に危険がなく管理に便利な場所を喫煙所と定め「喫煙所」の表示をする。

２ 「喫煙所」以外での喫煙を禁止する。

３ 喫煙所には、灰皿として水バケツを備える。

４ 喫煙所は、工事の進捗状況により変更する。

# 消火器の設置

次の場所に消火器を設置する。

(1) 第１１から第１３までに規定する場所

(2) 各階ごとに、各部分から歩行距離が20ｍ以下となる場所の通路

# 異常気象時の巡視

強風、大雨、地震等の異常気象時には、工事中の建物の巡視を行い被害の未然防止にあたる。

# 地震時の対策

１ 日常の地震対策

(1) 地震対策を実施する責任者は、統轄防火責任者とする。

(2) 建築物の倒壊、施設物の転倒、落下防止及び火気設備器具からの出火防止を重点とし、次の事項について予防措置を実施する。

ア 工事用資器材等の転倒防止措置

イ 工事用足場、資材等の落下、飛散防止措置

２ 地震後の措置

(1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

(2) 工事関係者は、地震が起きたら直ちに直近の火気設備器具の元栓、器具栓の閉止又は電源の遮断を行い、防火担当責任者はその状況を確認する。

(3) 各設備器具等は、安全を確認した後に使用する。

(4) 統轄防火責任者は、地震動終了後、工事部分等を点検し、確認し、被害状況を当該防火対象物の防火管理者に報告する。

(5) 被害の状況によっては応急措置を行い、状況によっては工事を中止する。

# 相互連絡体制等

１ 防火対象物の防火管理者は、火災予防上必要な事項について、必要に応じて、統轄防火責任者に指導、監督を行う。

２ 防火対象物の防火管理者は、工事関係者等と工事の開始前に十分協議を行う。

３ 統轄防火責任者は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断作業の事前報告、危険物品の持ち込み・使用の事前報告を防火対象物の防火管理者に対して行う。

４ 工事部分内又は使用している部分から火災が発生した場合は、相互連絡体制を図る。

# 工事中の消防計画の周知

この計画は、各種工事の着手前に統轄防火責任者から防火担当責任者を通じ、すべての工事従事者等に周知するものとする。

# 別表１

防火管理組織

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 統轄防火責任者 | | 工事種別 | 防火担当責任者 | |
| 所属 | 氏名 | 所属 | 氏名 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

# 別表２

災害発生時の任務

防火対象物の防火管理者

〔　　　　　〕

指揮者

〔　　　　　〕

副指揮者

〔　　　　　〕

消防機関への通報・連絡係

〔　　　　　〕

〔　　　　　〕

連絡係（仮使用部分含む。以下同じ。）

〔　　　　　〕

〔　　　　　〕

初期消火係

〔　　　　　〕

〔　　　　　〕

避難誘導係

〔　　　　　〕

〔　　　　　〕

工作係（防火戸の開閉等）

〔　　　　　〕

〔　　　　　〕

# 別紙１

機能に支障を生じる消防用設備等（特殊消防用設備等）の代替措置に関すること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　消防用設備等（特殊消防用設備等） | | |
| 種類・区域 | 支障を生じる期間 | 代替措置の概要 |
| （必要に応じて図面等を添付する。） |  |  |
| ２　管理の方法等 | | |
|  | | |

# 別紙２

機能に支障を生じる避難施設等の代替措置に関すること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　避難施設、非常用進入口等 | | |
| 種類・区域 | 支障を生じる期間 | 代替措置の概要 |
| （必要に応じて図面等を添付する。） |  |  |
| ２　管理の方法等 | | |
|  | | |

# 別紙３

火災発生危険等に対する対策に関すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　火気設備・器具の状況及び火災の発生のおそれがある機械器具等 | | | |
| 種類・数量 | 使用場所 | 使用期間・時間 | 設置方法等 |
|  | （必要に応じて図面等を添付する。） |  |  |
| ２　管理の方法等 | | | |
|  | | | |

# 別紙４

危険物品等の管理に関すること

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　危険物品等 | | | |
| 種類・数量 | 使用場所 | 使用期間・時間 | 保管・設置方法等 |
|  | （必要に応じて図面等を添付する。） |  |  |
| ２　管理の方法等 | | | |
|  | | | |